

2020年8月19日

損害保険ジャパン株式会社

## 個人用火災保険で「置き配」の盗難などの補償を開始

損害保険ジャパン株式会社（取締役社長：西澤 敬二、以下「損保ジャパン」）は、お客さまの日常生活における新たなリスクに対して安心を提供するため、2021年1月に「個人用火災総合保険」を改定し、「置き配」に関する損害を新たに補償します。

### 1. 背景

新型コロナウイルスの影響によりネット通販の利用が急速に拡大する中、新しい生活様式に合わせ宅配物の受取方法の多様化が進み、宅配ボックスや「置き配」<sup>※1</sup>の利用が増えています。

一方、宅配された荷物の盗難や破損に対して不安を感じる声は多く、売主や運送人が保険に加入していない場合や、加入していても、適切に配達を完了しているため利用者が受け取るまでの間に発生した事故は補償されない場合もあることなどが課題となっていました。

このような背景をふまえ、宅配物の受け取りにおける安心感を高めるため、「置き配」された宅配物の損害<sup>※2</sup>を「個人用火災総合保険」の補償対象に追加します。

※1「置き配」は、玄関先など、荷物の受取人からあらかじめ指定された場所に非対面で荷物などを届けるサービス。

※2 損害保険金をお支払いする事故は、ご契約の内容によって異なります。

### 2. 商品概要

#### （1）改定内容

「個人用火災総合保険」で補償の対象となる家財に、下表の宅配物を含め、損害<sup>※2</sup>発生時に売主や運送人から補償を受けられない場合に本保険で補償します。なお、今回の改定で補償対象が拡大したことによる保険料の変更はありません。

追加される補償の対象	追加される補償の対象の具体例
荷物の受取人に配達された荷物	・ 自宅の玄関前に設置した宅配ボックスや置き配バッグに配達された荷物 ・ 自宅の玄関前やメーターボックス内に配達された荷物 など

#### （2）適用する契約

2021年1月1日以降を保険始期日とする契約

### 3. 今後について

損保ジャパンは、今後も社会課題に対応した商品・サービスを提供することで、安心・安全な社会の実現に貢献していきます。

以上